

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H22. 9. 14(火) 10:00～

第一委員会室

○堀田委員長、堀副委員長就任挨拶をする。

開 会 9:59

委員長

委員動静報告～全員出席。これより本日の会議を開く。本委員会に付託された事件は、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号の以上特別会計6件、企業会計2件の計8件となっている。次に審査の方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめどとして取り進めることでよい。か。（よし）異議なしと認め、そのように決定する。次に審査の進め方について協議する。審査は会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、そのほかの特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論・採決については最終日に行うことでよろしいか。（よし）そのように決定する。なお、意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないよう配意願う。また答弁については、部課長に限らず内容の知り得る方に行っていただきたい。次に市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることによいか。（よし）そのように決定する。次に討論だが、付託されている全認定について一括して各会派代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、渡辺委員の順とすることによいか。（よし）そのように決定する。なお、各会派等から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷、配付することになっているので了承願う。最後に資料要求の関係で諮るが、予定される資料については手元に配付されている。これ以外で資料要求される方はその都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うが、これでよい。か。（よし）そのように決定する。まず冒頭に資料要求される方はいるか。（なし）以上で審査方法についての協議を終了し、さっそく審査に入りたいがよろしいか。（よし）それでは日程に従い審査を進める。認定第3号について説明願う。

認定第3号 平成21年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について

若山部長

（認定第3号を説明する。）

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺

① 勤労者に及ぼしたメリットについて伺う。

② 会計廃止に伴い、職員の業務について伺う。

若山部長

① 昭和50年よりこの制度が開始されている。その中で当時このような共済について小さな中小企業等はなかなか補てんが受けられないという形でスタートしたこともあり、当初は昭和50年度であれば28事業所だった。ピーク期には150を超える事業所で2,300名以上の従業員の方々に加入していただいた。福祉共済のメリットを受けていただいたと思っている。

② 何人工というような細かなデータはないが、その分が労働行政の他の仕事に振り向けられることになる。

委員長

他に質疑はあるか。

- 酒 井 スムーズな形で民間移行が求められていたと思うが、移行に当たって特にトラブルなどはあったのか伺う。また、移行するに当たって、加入団体の減少などがあったのか伺う。
- 五十嵐課長 引き継ぎ先の商工会議所内に滝川市勤労者共済会を設立した。これを設立するに当たっても、十分協議をした。スムーズに昨年度中に移行を終え、4月1日からは移行した形で取り進められている。現在の状況だが、移行前の特別会計で行っていたときは、97事業所812名が加入していた。97事業所の中には、加入者はないが、退会手续をしていない事業所もあり、実質は78事業所ということであった。8月末現在、56事業所、679名の加入ということで、移行前から若干減っているが、これは移行に伴っての手続的なものであると考えている。共済会は商工会議所の中にある組織なので、これから商工会議所に加入している事業所などにPRしていただき、ふやしてほしいと考えている。このことについても商工会議所と協議をして進めていきたいと思う。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。
- 田 村 ① 今後、市としてはどのようなかわりを持つのか伺う。
② 市からの補助はあるのか伺う。
- 五十嵐課長 ① 市としてのかわりだが、昭和50年から市のほうで共済事業を行ってきて、ことしの4月から商工会議所に移ったわけだが、商工会議所において運営のノウハウは十分ではないと思うので、その辺は連携を密にし、加入数などの状況も把握しながら、よい方向に持っていくように連携を強めたいと思う。
② 補助金等については、特別会計で行っていたときも加入者からの収入と共済の支出を見ても、収支プラスの状況であったので、通常で運営は可能であると考えている。また、移行するときに滝川市で勤労者福祉共済基金を積み立てていたもので、それを取り崩して、準備金のような形で共済会のほうに負担金として出しているもので、当面のところ補助金は考えていない。この先の状況については、収支のバランスもあるので、将来的に補助金は出さないと断言はできない。
- 田 村 加入者が少なくなって、赤字傾向になることを想定した場合、市がかかわって補助金を出していくということなのか。商工会議所には主体性を持ってもらわないといけないと思う。赤字になったら補てんするということでは意味がない。その辺をどのように考えているのか伺う。
- 若山部長 商工会議所が受けるに当たって協議を進めてきた。行政としてはこの事業を切り離すという考えで、基金から713万円を出し、この中で行ってほしいとした。このことを承知の上で商工会議所もこれを補てん財源として、むやみに使わないとしている。極端に減少して、市内の中小企業の従業員の公共の福祉としてどうかを考えたとき、一考を生ずるところがないわけではない。ただし、このようなことにならないために、経済部長が共済会の会員になっているので、行政としてしっかりと見定めて運営の指導をしていかななくてはならないと考えている。
- 委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)
質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)
以上で認定第3号の質疑を終結する。次の日程は認定第5号である。所管入れかえのため若干休憩する。再開は午前10時30分とする。
- 休 憩 10:21
再 開 10:25
- 委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。認定第5号について説明願う。
認定第5号 平成21年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

大平部長
三谷技監
委員 長
酒 井

(認定第5号を説明する。)なお、詳細については技監より説明する。

(認定第5号の詳細について説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① あき待ちの状況について伺う。

② P481、敷金基金について、前年度末現在高から決算年度末現在高で数字が示されているが、この基金は順調に積み立てられているか、今後の見通しを含めて伺う。

③ 簡単な修繕についてはこれまで自前で行うこととされていたようだが、一方で地元の業者への発注が減るのではないかと思う。そのバランスが重要になってくると思うが、自前で行う部分と地元業者に発注する部分との基準はどのようになっているのか伺う。

④ 老人向け住宅の考え方について、現在、老人専用の住宅の入居戸数はどのくらいか伺う。今後その戸数の割合はどのようになるのか伺う。

⑤ 一般会計からの繰入について、この繰入はすべてルール分であると理解してよいのか伺う。

万年主査

① あき待ちの状況だが、昨年度は前期と後期の2回に分けて行っており、前期で3.6倍、後期で3.5倍である。20年度は4.5倍程度であった。

三谷技監

② 敷金基金の考え方が、21年度において、今まで借りていた分をすべて償還し、さらに積立金として、800万円ほど積み立てた。これで基金のほうはすべて完了したということになる。今後5年間は経営が安定する状況だが、それ以降公債費の額が上がることによって、経営的に苦しくなれば基金のほうから繰入を行うことを考えている。

③ 自前の修繕については、簡単な修繕であり、その場ですぐ直せるようなものや入退居のときの修繕はこちらの大工が行っている。これについても技術的にできる範囲で行っている。例えば、壁の塗りかえや床の張りかえなどの簡単なものである。業者に発注するものは、緊急を要するような配管の修理や大規模修繕、屋根の板金等の修繕などである。

④ 老人向け住宅だが、戸数ははっきりしないが、一般住宅と老人向け住宅ということで、2種類に分かれている。老人向け住宅のほうは60歳以上が対象となっている。現在の入居者は60歳以上が約半分以上を占めている。今後においても老人が減ることではないので、老人向け住宅を建てかえに準じて半分以下程度指定するつもりである。

⑤ 一般会計からの繰入について、これまで5,000万円弱繰入しているが、この繰入については、17年に三位一体の改革があり、それまで公営住宅に直接入っていた家賃収入補助金があったが、それが法改正により一般会計に税として繰り入れることになった。その分について公営住宅事業特別会計に一般会計から繰り入れてもらっている。

酒 井

① 入居の倍率について、前年度よりも改善はされているようだが、それでもなかなか入りづらいという声がある。今回は抽選の機会がふえてよかったと思うが、さらに入居する機会をふやすための方策を考えているのか伺う。

② 老人向け住宅について、実際のところ公営住宅の半分程度を60歳以上が占めているということだが、今後における公営住宅の考え方として、半分は少なくとも老人向けとする必要があると思うが、先ほどの答弁では半分以下で指定したいということだった。その辺の整合性について伺う。

③ 一般会計の繰入について、厳格な形でのルール分というのとははっきりしないと思うが、実際のところはルール分の100%が入っているという解釈でよいのか伺う。

万年主査

③ 一般会計繰入金の内訳についてだが、21年度は税源移譲分、これが17年度の三

位一体改革により 5,100 万円となったがこれがルール分ということになる。それについてタッグ計画による独自削減分が 700 万円。20 年度からの繰越明許分として 591 万 1,000 円が追加される。また、昨年度の人件費の問題で 44 万 8,000 円を削減し、これと別に経済対策 1 次補正分 559 万 3,000 円が繰り入れられている。合計すると 5,505 万 6,000 円となる。

三谷技監

① 入居者対策について、以前は年 1 回のあき待ち登録であったが、そのときにはあき待ちの方が非常に多かった。実際あきが出て、登録者へ連絡したときにキャンセルされる方も多かった。そのため年 2 回のあき待ち登録に変更した。4 月と 10 月に行っているが、今の状態であれば、キャンセルをしないうちに入れる方は入れるのではないかなと思う。今後もこの方法で続けていきたいと考えている。

② 老人住宅として指定してしまうと 60 歳以上の老人しか入れないということになる。若年層とのバランスも考えなければならない。これから建てかえする団地は、現地建てかえが多いのだが、ほとんどが住みかえで入ってくる。その住棟の形式は 1LDK、2LDK、3LDK までであるのだが、2LDK までは老人の単身世帯が入れるようなことを行えば、全体的にうまくいくと考えている。一般入居者や若い世代の方のことも考えなければならない。

酒 井

一般的な就労年齢の方が困っていることは理解できるが、老人が一般住宅へ入るのはかなり困難なのではないかなと思う。その中で特に老人にとっては、指定することによって倍率を実質的に下げていくというようなことから、半分以下ということではなく、半分以上を基本に考えるべきだと思う。就労年齢の方は一般の住居という選択もあるが、老人の方は不可能だと思う。今後その辺も考慮していただきたいが考えを伺う。

三谷技監

60 歳以上の方は 50% くらい入居しているが、60 歳以下の方とのバランスも考えながら、実施していかなければならないと考えている。老人住宅ということで指定せずに一般住宅であっても 60 歳以上の世帯も入ることは可能である。特に半分以上も指定する必要はないと考えている。

委員 長

他に質疑はあるか。

渡 辺

① P348～349、住宅使用料の不納欠損額の 209 万円の経緯について伺う。

② 駐車場使用料の滞納繰越分が 8 万円ほどあるが、その方々は住宅使用料を滞納している方なのか伺う。

③ P360～361、駅前団地さかえについて、まちづくり交付金で建てられたということだが、今後も同じような交付金で団地を建設しようと考えているのか伺う。

林 主 査

① 不納欠損の内訳だが、市営住宅使用料について全体で 29 件、金額で 209 万 4,120 円。そのうち居所不明が 23 件、死亡が 6 件となっている。

② 駐車場使用料について不納欠損は 1 件、金額で 2,030 円。原因は居所不明である。駐車場使用料の滞納者と市営住宅使用料の滞納者はほぼ重複している。

三谷技監

③ 駅前団地さかえについては、まちづくり交付金で建設した。それまで公営住宅は地域住宅交付金ということで実施してきたところだが、本年度これらの交付金がすべて変わり、社会資本整備総合交付金という形になり、全体の中から事業を決定し行っていくことになる。

委員 長

他に質疑はあるか。

水 口

① 自賄いで修繕をしているという関係で、P357 に補修用原材料費があるが、その 75 万円程度の主な内訳について伺う。

② 21 年度の調停について、件数及びそのまま入居されている方と強制退去された方の割合を伺う。

林 主 査 ② 21 年度の調停件数は 1 件である。調停が成立して現在入居中である。

三谷技監 ① 修繕の主な原材料であるが、水道の蛇口、ボード、建材、木材関係などである。

水 口 原材料費から考えて、購入するものによっては、地元の業者に頼んだほうがよいと考えられる部分はないと判断してよいか伺う。

三谷技監 市も特別会計で行っており、自前でできるものは自前で行うという方針で行っている。自前でできないものについては、業者に発注している。自前で行うものについては、業者に発注するまでもない内容である。

委 員 長 他に質疑はあるか。

田 村 ① P349、不納欠損について、居所不明が 23 件ということだが、これに対してどのような措置をとっているのか伺う。

② 暴力団関係者が入居する可能性もあるわけだが、受付の段階でそのようなことを把握しているのか伺う。

三谷技監 ① 居所不明者については、請求する先がないので措置は行っていない。

② 条例により暴力団関係者については受付の段階で拒否している。そのほかについては入居の書類等が入居資格に適合していれば入居させている。

林 主 査 ① 催告書等文書を郵送で送ったところ返戻されるパターンがあり、居所不明であることがわかる。比較的近いところについては、出張して現場を確認している。それ以外のことは対応できていない状況である。

田 村 ① 居所不明だからといって、そのままにしておくのは怠慢であると思う。例えば、連帯保証人などにも連絡を取り、弁護士を立てても居所不明の 23 件をあけて新たに貸したほうがよいと思う。そのようなことに力を入れるべきと考えるのがいいか。

② 最近は暴力団も巧妙になっている。市が警察と暴力団排除の協定を結んだわけだが、暴力団は他人の名前を借りて受付しようとすることもある。入居後に周囲から暴力団のような人がいると伝えられる場合がある。受付する際に入居資格に適合していれば入居させるということであれば、入居後の処置も考えなければならないと思うがいかがか。

三谷技監 ① 調停にかけて強制執行するが、このほとんどが居所不明者である。それ以外の人には住居を探して請求を行う。裁判にかければ本人も連帯保証人も内容は把握していると思うが、現実問題としてこれ以上追及することは難しい。滞納整理において、滞納者も 100 世帯ほどある。それらを担当者 2 名で対処しているが、事務量からいって今の体制ではなかなか追いつかない状況である。

② 暴力団関係だが、入居するときに暴力団員ということが判明すれば、当然入居はさせないが、入居してからこのような人が問題を起せば、退去させることが条例でうたわれているので、何かあればその条例を生かして、引き渡しをさせたいと考えている。

委 員 長 他に質疑はあるか。

水 口 今の答弁で、今回の不納欠損分の 23 件の居所不明のほとんどを調停にかけているという説明だったが、この 23 件は 5 年前のものだと思うが、そのころ調停は行っていたのか伺う。

三谷技監 調停は 13 年から行っている。

水 口 調停にかけると、必ず議会に報告されるわけだが、23 件のすべてが調停に出たとは思えない。それほど年間数多くの調停が議会に報告されたとは思えないが、その辺を再度確認する。

三谷技監 手元に 15 年からの資料しかないが、15 年 6 件、16 年 10 件、17 年 1 件、18 年 1 件、

- 19 年 4 件、20 年 6 件、21 年 1 件、22 年 6 件という件数である。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 副委員長 高層の団地にしたほうが建築費は安くなると思うのだがいかがか。
- 三谷技監 平米当たりの単価だが、平屋が一番高い。それは基礎と屋根が平屋の分だけしかかからないためである。高層の場合だと基礎と屋根の分を戸数で割れば高層になったほうが戸当たりは一見すると安くなるように思われるが、高層になればなるほど、消防設備など建築基準法の関係でいろいろ要求されることがあるので、一概に高層が安いとは言えない。3 階、4 階建てが戸当たり単価として一番有利だと思う。
- 委員 長 他に質疑はあるか。(なし)
- 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第 5 号の質疑を終結する。この後の日程は認定第 8 号である。所管入れかえのため若干休憩する。再開は午前 11 時 20 分とする。
- 休 憩 11 : 15
- 再 開 11 : 24
- 委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。認定第 8 号について説明願う。
- 認定第 8 号 平成 21 年度滝川市下水道事業会計決算の認定について**
- 大平部長 (認定第 8 号を説明する。) なお、詳細については室長より説明する。
- 千葉室長 (認定第 8 号の詳細について説明する。)
- 委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。
- 渡 辺
- ① 地方公営企業法に基づき企業会計に移行して、どのようなメリットがあったか伺う。特に国庫補助金が予算よりも 7,300 万円ほど多くなっているが、企業会計の移行に関係があるのかも含めて伺う。
- ② P7、流動資産の(2)未収金が 8,800 万円以上あり、転居などに関係があると思うがその状況について伺う。
- ③ 経営指標の経営分析や財務分析に関して、市民に対してわかりやすい決算書を作成する必要があると思うがいかがか。
- 宮西主査 ① 公営企業に移行してのメリットだが、P15 に消費税及び地方消費税ということで、本年度分 2,593 万 9,300 円とある。前年度分が 1,530 万 5,600 円ということで、この前年分は確定申告と中間申告分だけで 20 年度総額 3,100 万円ほどになる。21 年度の消費税が約 2,600 万円ということで、560 万円くらいの消費税の減となっている。これについては、消費税の計算方法が企業会計と特別会計では異なり、例えば、特別会計の一般会計の繰入金を起債の償還に充てる場合には、納税する消費税額に上乗せされる計算方法となるが、企業会計では減価償却費というものが発生し、それに対する一般会計の繰入ということになると、消費税の上乗せ分がなくなる。この 560 万円の減少が一番のメリットになると思われる。また、経営分析の部分であるが、この企業会計をすることによって、P41～44 に経営分析ということで指標を載せているが、これにより経営の明確化を図ることができる。20 年度の企業会計の平均数値と今年度の指標の数値を比較すると、滝川市の下水道の単価は平均数値に比べ、59 円ほど高めになっている。下水道の料金設定は道内の中ではそれほど安い設定にはなっていない。また、処理原価についても維持管理費分については、全道平均並みである。資本的支出の分については残念ながら 3.6 倍ということで、過去に行われた建設改良に対して、下水道使用水量が十分に使われていないということがわかっている。また、職員 1 人当たりの営業収益についても全道平均の 2.5 倍ということで、これはかなり努力をしていると思われる。財務分析の関係だが、P43～44 に固定負債比率などが出ているが、

滝川市の下水道は借金が50%で自己資本金が50%となっている。全道平均と比較すると全道平均の借金が37%くらいなので、14%くらいは借金の多い下水道会計ということになっている。固定資産対長期資本比率から経常収支比率まで見ていくと、これは全道平均を全部上回っており、自己資本は少ないが不良債務もなく資金繰りも余裕があり、未収金の回収も良好であって、経常収支も黒字で非常によい状況であると言えるが、問題は資本的収支に含まれる起債の元金償還の額に対して使用料収入の確保がされていない。かなり圧迫されている状況がわかる。このようなことで経営指標の分析を出すことができたということもメリットである。

② 未収金の内訳だが、公共下水道の未収金が7,700万円ほどある。負担金が1,000万円ほどで、個別排水の下水道使用料が20万円程度、分担金が58万5,000円、消費税の還付金が個別排水で30万円ほどあり、8,800万円ほどの未収金となっている。

③ 決算書の様式について、地方公営企業法施行規則第12条の予算等の様式という内容で、これを基本につくられている。財産価格を22年3月31日現在の貸借対照表で分析するとなると難しいが、資産の部と負債、資本の部でどのような財源で資産を獲得したかということになっているので理解願いたい。当期純利益については21年4月1日から22年3月31日までの損益計算書に基づいて判断をしていただくことで理解いただきたい。

尾崎副主幹

① 地方公営企業法に基づいて企業会計に移行しているが、補助金の収益的収入の部分について、他会計補助金があり当初予算と変わりはない。ふえているのが雑収益である。資本的収入だが、国からの国庫補助金についてはほぼ予算どおりであり、資本剰余金の中の受益者負担金のほうが当初344万4,000円の予算を見込んでいたが、決算で1,420万7,674円となっており、かなり増額している。補助金については当初予算どおりで受益者負担金の増ということで理解願いたい。

渡 辺

① 地方公営企業法で決算方法が決まっているということだが、それにしてもやはり最初に収入と支出の結果をわかりやすく明示する必要があると思うがいかがか。
② 単価1トン当たり62円で、先ほど59円ほど高いという答弁があったが、その差について伺う。

宮西主査

① 決算書の様式だが、地方公営企業法の中で決算書、予算書の様式が決まっており、公営企業の経理の手引きなどを参考にして作成している。なかなか純利益だけを初めに記載するということは難しい。
② P41～42、指標のところの使用料単価だが、21年度滝川市の使用料単価は209円だった。20年度の全道平均では150円ということで59円高かったということである。62円というのは資本費分の処理原価の20年度の北海道平均値が62円で、滝川市が228円ということでこちらのほうも高い結果となっている。

委員 長
酒 井

他に質疑はあるか。
① P30に借換債があるが、おおむね5%以上の高金利の借換債については、借りかえが終わったと考えてよいのか伺う。
② 修繕費について、老朽化に伴う修繕というのはどの程度あったのか伺う。
③ 長寿命化計画の中で8年後または9年後以降、管渠についての更新が想定されるが、その中で今考えられているのは、従前から説明されているとおり、6年後ないし7年後に調査を行い、そのときに更新が必要かどうかを確認していくということなのか、次年度以降一部調査をしていって、順々に計画を考えていくということなのか、どのような計画を持っているのか伺う。

宮西主査

① 借換債に関して、5%以上の起債についてはすべて終わっている。率が下がるよ

- うな国からの情報もないので今後借りかえることはない。
- 尾崎副主幹 ② 修繕について、21年度の決算で工事請負費が166万9,500円、それに伴う原材料費が130万1,496円となっている。
- ③ 合流地区で一番古いところが、大体四十四、五年経っており、50年の耐用年数にあと6年ほどであり、そのころから更新計画が出てくるが、今考えているのは、24年度までに長寿命化計画をきちんと立てる調査に入るか、それともそれ以後に行うかを検討中であり、今のところテレビカメラ調査等で不良管が見つかったところについては、修繕で対応しているところである。合流管の大規模な更新については、非常に経費がかかる事業なので、行うのかどうか、長寿命化計画を立てて行うのかどうかも含めて慎重に検討中である。
- 酒 井 ① 修繕の関係について、金額は示されたが件数はどうなのか伺う。
- ② 今後の長寿命化計画については検討中ということだが、実際のところ従前からの説明では延ばせるものはできるだけ延ばして使っていくということを確定させる上でも調査等を十分行って、早めに行う必要があると思うがいかがか。
- 尾崎副主幹 ① 修繕の件数について手元に資料はないが、年間100件前後だと思う。
- ② 長寿命化計画について、予防保全という考えに基づいて計画を立てて実施していくということが最少コストにつながると理解しているが、合流管については非常に大口径であり、これを計画し更新していくということになると相当の事業費がかかってくる。今行っている分流化事業ができなくなる可能性があるのも、その辺も含めてどのような計画で行って、どのような予防保全をすれば最少コストで行えるのかということをも早急に検討していきたいと考えている。24年度までは交付金の対象なので24年度に調査の計画を立てるのか、それ以降になるのかを今年度中に検討したいと思う。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 田 村 ① P27以降にあるのだが、事業名称の欄の右側に未稼働、未利用などが記載されているが、これはどのような意味なのか伺う。
- ② 借入の基準について、発行年月日と利率を見た場合、いろいろあるのは当然であるが、滝川関係は高いように感じる。借入はどのくらいの周期で行うことができるのか伺う。
- ③ 家事用と業務用はどのくらいの差で分かれているのか。業務用の中でも例えば、浴場やホテルなど大容量を使う場合と小規模の事務所で使うところの基準について伺う。
- 宮西主査 ① P28、未稼働というのは平準化債ができる前に最初にできた際の平準化債に近い起債であって、実際に供用開始をしても稼働がされていないところへ元金利息に対して起債を貸す、元利償還金に対して発行することが認められた起債である。未利用というのは、汚水の処理水量計画というものを立てて事業が開始されるのだが、認可変更があり、過去の汚水処理能力と実際の汚水処理能力を比較して、そこに差が生じた場合には、この起債の利息に対して再度起債を発行してよいという内容のものである。拡大分というのは減価償却費において管渠が50年なのだが、起債の償還が財務局の起債で28年、公庫で30年ということになっている。減価償却の年数よりも短いために元金償還の額が非常に高く経営を圧迫するために元金償還の圧迫する分に対して再度起債を発行してよいというものである。特別措置分というのは交付税の改革が18年にあり、17年までの起債に対する国からの交付税は雨水が7、汚水が3という計算で来ていた。実際に16年の決算状況を確認したところ、雨水が3で、汚水が7という結果が出て、実情に合う交付税措置をしようということで、交付税の計算方法を国が変え

てきた。当然、交付税が来ると見込んで起債で工事を行っているが、財源に欠損が生じ、事業が成り立たないので、17年度までの起債に対して、新しい交付税計算と古い交付税計算で差を確認して、差があった分だけ交付税を発行してもよいというのがその内容である。未供用というのは、供用を開始したが、例えば流域下水道の本管の側面の整備がされていなくて使うことができない場合、その使うことができない部分に対して、起債を発行した償還額に対して再度起債を発行してもよいという内容である。

千葉室長

③ 業務用、家事用の大きな基準については、滝川市に水道事業があったときからの発想で、企業に厚く住民に薄くというものであった。そのような中で水道のトン数が決められてきた。滝川市の水道については企業団で統一をして家庭用は7トンであり、滝川市の下水道については8トンというようにずれている。早々に見直しをしなければならぬと考えている。20年に企業団のほうで料金を統一した時点で、滝川市も8トンを7トンに下げようという論議もあった。下水道の収益も8億円ほどあり、単純に7トンに下げると1トン分の収益が悪化するという事態になる。今は収益的にも安定し、現金についても資金ショートもない状態である。基本的に単位を合わせるということについても今後料金改定などがなされる予定はないが、市民にわかりやすいトン数ということを考えていきたい。

田 村

業務用において大量に使用するところとごく微量しか使用しないところを例えば2段階に分けるなどということができないか伺う。中には不正に使っている場合もある。例えば2階が住居で、1階が店舗の場合、水量計が1つしかなく家事用ということにしている場合もある。こういうことを是正させるためにも、業務用のランクを2つくらいに細分化できないか伺う。

千葉室長

20年に水道については、業務用が20トンから15トンに変わっている。内訳については16トンから900トンまで、あるいは901トン以上と2分割で実施されている。条例においても家事用以外は業務用ということになっているので、水道も下水道も細かい部分の規定がされていない。店舗併用型では主たる部分がどちらかということで、業務用と家事用に分かれている。主観的な考え方で行っている部分がある。メーターが1個というのが不公平な部分でもあり、それらについては調査段階で見落としたり、また本人の申請がない限りは、この状態が続いてしまうということもあって、個人情報にかからない範囲で直接訪問して事情を聞いたり、メーターを設置するなどの指導はしている。

田 村

札幌や旭川の出先の事務所というものが市内にはあった。しかし、それらの事務所が撤退している。その原因は水道や下水道料金が高いためということもある。微量しか使っていない場合であっても、基本料金8,000円程度がかかる。家事用だと1,000円程度で7トンほど使うことができる。事務所はせいぜい3トン程度しか使わない。そのような料金設定をする必要があると思う。その辺を検討していただきたいと思う。意見とする。

尾崎副主幹
委員長

先ほどの酒井委員に対する答弁の補足だが、修繕の件数は、21年度101件である。他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよい。(よし) 以上で認定第8号の質疑を終結する。

以上で本日の日程は全部終了した。明日は午前10時から会議を開く。本日はこれにて

散会する。

散 会 1 2 : 3 3